

○消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例について

令和4年5月10日

道本運試第590号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2の規定に基づく緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）のうち、地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る審査については、「消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例について」（令3. 3. 26道本運試第4477号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）により、大型免許等の受験資格の見直し等に関する規定が整備され、一定の教習を修了した者については、19歳以上、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合は大型免許等を取得できることになったことから、所要の見直しを行い、下記のとおり令和4年5月13日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は同日付けで廃止する。

記

1 教習実施者の指定

北海道公安委員会（各方面については方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）は、消防機関の長（消防団にあつては市町村長）から、緊急自動車教習実施者指定申請書（別記第1号様式）に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、緊急自動車教習実施者指定書（別記第2号様式）により教習実施者として指定するものとする。

2 教習計画

(1) 教習計画の内容は、次のとおりとする。

ア 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法

イ 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴

ウ 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、3の(1)の事項の評定を行うことができる場所とする。）

エ 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴

オ 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

(2) 教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

3 教習実施者の評定と公安委員会への通知

(1) 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について」（令4. 5. 10道本運試第589号）の4の事項から6の事項に規定する審査の方法に準じて評定を行うものとする。

(2) 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評定結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書（別記第3号様式）を作成し、評定合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書（別記第4号様式）とともに、公安委員会に提出するものとする。

4 公安委員会の審査

公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、合否を決定するものとする。

年 月 日

公安委員会 殿

（消防機関の長）

緊急自動車教習実施者指定申請書

緊急自動車の運転資格審査に関する教習を別添の
教習計画書によって実施したいので、教習実施者として
指定されるよう申請します。

年 月 日

（消防機関の長） 殿

公安委員会 印

緊急自動車教習実施者指定書

年 月 日付け緊急自動車教習実施者
指定申請書に基づき教習実施者として指定します。

年 月 日

公安委員会 殿

緊急自動車教習実施指定者

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施結果通知書

年 月 日実施した緊急自動車運転技能教習の評定の結果を次のとおり通知します。

記

氏名	生年月日	免許の種別	免許 の 番 号	審査に係る 緊急自動車 の 種 類	評定結果	備考

注1 AT車を使用して評定を受けた場合は、審査に係る緊急自動車の種類の欄に「(AT車)」も記載すること。

2 備考欄には、評定の結果は何回目の評定によるものか等を記載するものとする。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式(3の2)の事項関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																
年 月 日																
公安委員会 殿																
氏名・生年月日			年 月 日													
住 所																
審査に係る 緊急自動車の種類			大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
			MT車							AT車						
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会													
	交付年月日		年 月 日				有効期限			年 月 日						
	免許証番号		第 号													
	第一種 免許	二・小・原	年 月 日													
		その他	年 月 日													
	第二種免許		年 月 日													
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車の 使用者			所在地													
			職名													
			氏名													

65 | 50 | 060 | 緊急自動車運転資格審査(記載)申請書 | 1年

- 注1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
 3 規格は、A列4番縦長とする。